

藤枝市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における木造住宅の倒壊等における人的被害を防止するため、耐震シェルター整備事業を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「耐震シェルター整備事業」とは、住宅内に設置する箱型の構造物であって、当該住宅が倒壊した場合において居住者の生命の安全を守る機能を有することができるものとして自己の居住する住宅に設置する事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する住宅の1階部分に耐震シェルターを設置する事業とする。

- (1) 市内に存する昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造の住宅であって、現に居住の用に供しているもの（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、当該用途の供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満のものに限る。）であること。
- (2) 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であること。
- (3) 藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成14年藤枝市告示第76号）に基づく木造住宅耐震補強事業又は、藤枝市木造住宅耐震補強計画補強工事業費補助金交付要綱（平成31年藤枝市告示第137号）に基づく木造住宅耐震補強計画補強工事業による補助金の交付を受けていない住宅であること。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象は、補助対象事業に要する経費のうち、耐震シェルターの購入費及びその設置に要する経費とする。

- 2 補助額は、補助の対象経費相当額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その額から当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。
- 3 設置する耐震シェルターの使用者が、次の各号に掲げる者（以下「高齢者等」という。）に該当する場合は、前項の規定により算定した補助金の額に10万円を加算した額とする。ただし、補助の対象経費を限度とする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者
- (4) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターを設置しようとする住宅が、昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造の住宅であることを確認することができる書類
- (2) 耐震シェルターの設置に係る見積書の写し
- (3) 耐震診断結果報告書の写し
- (4) 所有者以外の者が申請する場合にあっては、所有者の承諾書
- (5) 高齢者等であることを証明するもので、下記のいずれかの書類の写し
 - ア 年金受給者証
 - イ 健康保険証
 - ウ 運転免許証
 - エ その他市長が認めたもの（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳等）
- (6) 高齢者等が居住することを示す家族構成報告書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、補助額の変更の申請を行わない場合で、次に掲げる変更は、この限りでない。
 - ア 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更
 - イ 補助対象経費を構成する費目の額の変更で、変更に係るいずれの費目も、その変更の額が20パーセント以内の変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けなければならないこと。

(変更承認等)

第 8 条 補助事業者は、補助事業を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、変更等承認申請書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前号による申請があったときは、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更等承認通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助対象事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 設置工事の実施状況が確認できる写真

(2) 設置工事に係る契約書の写し又は領収書の写し

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

(請求)

第 11 条 補助事業者は、前条の通知を受理した日から起算して 10 日を経過する日までに請求書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日告示第 37 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日告示第 86 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 36 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 28 年 8 月 26 日告示第 187 号）

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市耐震シェルター整備事業

費補助金交付要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前に、藤枝市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により確定の通知を受けた者で、この告示に伴う差額分の補助金の交付を受けようとする者の補助金の交付申請及び請求手続については、第5条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて」とあるのは、「別に定める申請書を」と、第11条中「前条」とあるのは「第6条」と読み替えるものとする。

附 則 (令和5年4月25日告示第139号)

この告示は、公示から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第65号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。